

発議案第14号

給付型奨学金制度創設に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、給付型奨学金制度創設に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月27日

提出者	上越市議会議員	滝沢一成
賛成者	同	小竹俊之
	同	池田尚江
	同	杉田勝典
	同	上野公悦

給付型奨学金制度創設に関する意見書

全学生のおよそ 2.5 人に 1 人が利用している日本学生支援機構の貸与型奨学金は、2014 年度には、未償還者が 22.8 万人、898 億円にも上ります。(西日本新聞)

そして、非正規不安定就労などから「奨学金返済に行きづまり自己破産」など、若者の希望を応援すべき奨学金が若者の人生を狂わせるという、かつては考えられなかった事態が起きています。

現在の奨学金制度のもとでは、平均的なケースで 300 万円(月 5 万円を 4 年間、入学時 50 万円など)、多い場合には 1,000 万円(大学院進学の場合など)もの借金を背負って社会人としてのスタートを切ることになります。

また、学生生活にも深刻な影響を与えています。「多額の借金」を恐れて奨学金を借りることを我慢する学生もふえています。高校のときに奨学金を借りたから、大学では奨学金は借りられないと、毎日深夜までアルバイトするなど、学生が学業に専念できない状況も生まれています。

今、奨学金返済への不安と負担を軽減し、教育の機会均等を保障するにふさわしい奨学金制度に改革することが必要です。とりわけ給付型奨学金の創設が、国でも、新潟県においても必要になっています。

よって、政府におかれては、保護者の収入に左右されずに教育の機会均等が保障され、学生が学業に専念できる社会実現のため、給付型奨学金制度を一刻も早く創設されるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 27 日

上 越 市 議 会